

経 済 産 業 省

平成 30 年 11 月 28 日

20181126 製局第 1 号

経済産業省製造産業局長

平成31（2019）年分における特定物質代替物質の製造数量の許可申請
等において添付すべき書類について

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第69号）による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第2項で定める特定物質代替物質の、平成31（2019）年分における同法第4条第1項に基づく製造数量の許可申請及び同法第8条第1項に基づく許可製造数量の増加許可申請の手続きについて、特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について（平成30年9月21日付け20180920製局第1号）に基づき、事前審査を行うこととなっていることから、特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用に係る平成31（2019）年分の内示申請手続きについて（平成30年9月27日付け20180926製局第1号）に基づく申請の結果、経済産業省製造産業局長が交付する内示書の写しを、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第51号）による改正後の特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和63年通商産業省令第80号）に規定する書類に加えて、添付することとする。